

# 札幌市立北野台小学校 いじめ防止基本方針

- 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方
- 第2章 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の取組
- 第3章 いじめの防止
- 第4章 いじめの早期発見・早期対応
- 第5章 いじめ防止のための組織
- 第6章 家庭（保護者）・地域の関係者、警察との連携協力、参画体制
- 第7章 いじめの解消
- 第8章 重大事態への対処

平成27年8月策定

(令和5年4月一部改定)

札幌市立北野台小学校

**【参考資料】**

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月）

いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 文部科学大臣）

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（令和元年 6 月）

生徒指導第 14 集〈第 3 版〉いじめ問題への対応（平成 27 年 4 月 市教委）

## 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の基本理念

国では、いじめ防止法第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

### 2 いじめの定義及び基本的理解

#### いじめの定義（いじめ防止法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童がいた場合などにおいて、当該児童がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

#### ◆具体的ないじめの態様

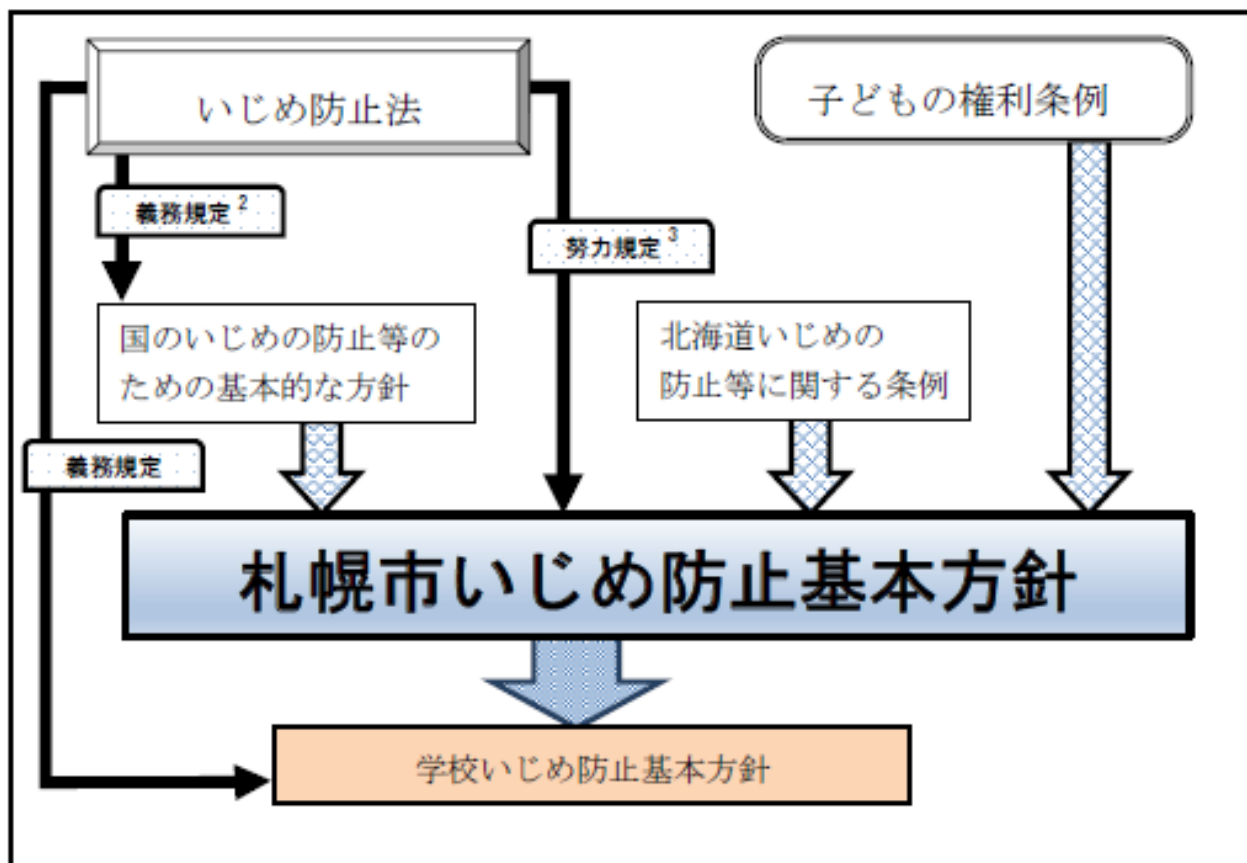
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

## 第2章 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の取組

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、10%超の児童生徒が「いじめられたことがある」と回答していることから、相当数のいじめが発生していることがうかがえる。さらに、近年ではいじめは、学校内だけではなく、学校外やインターネット上でも発生するなど、形態が多様化してきている。

こうしたことから、札幌市においては、いじめ防止法及び子どもの権利条例などを踏まえ、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定している。



「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」より

### 第3章 いじめの防止

#### (1) 教職員の対応力の向上

- いじめの対応にあたっては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決にあたるように共通理解を図る。
- 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において研修等に取り組む。
- 児童から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。

#### (2) 一人一人を生かす教育活動の充実

- 全ての児童が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 一人一人が主体的に考え、いじめ防止を訴える取組(児童会によるいじめ撲滅の宣言など)を推進し、互いを認め合う人間関係を育む。
- 道徳教育やピア・サポート等の教育活動を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。

#### (3) いじめについての児童生徒の理解促進

- いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童がいじめの問題について考え、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する活動に取り組む。
- いじめられる児童の気持ちを全児童が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをするのがいじめを深刻化させることになることを指導する。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童が学ぶ取組を行う。

#### (4) 学校として特に配慮が必要な児童についてのいじめの防止

- ア 発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめの防止
- イ 海外から帰国した子どもや外国人の子ども、国際結婚の保護者をもつ子どもなどに対するいじめの防止
- ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめの防止
- エ 東日本大震災や北海道胆振東部地震等の災害により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童に対するいじめの防止

#### (5) インターネット上のいじめの防止

- 情報モラル教育の充実

#### (6) 保護者への啓発

- 児童がいじめの防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようする。
- 児童のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、児童生徒のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

## (7) 本校としての具体的な取組

- 全校朝会、学校だより、学年だより、保健だよりなどを活用して「いじめ」について「許さない」「起こさせない」という意志を子どもや保護者に伝える。
- 友達と生活することが楽しく感じる学習集団づくりを行う。
- 一人一人のよさが認められる温かな学級・学年づくりを行う。
- たてわりグループ（スマイルタイム）を活用して、他者と関わる力を伸ばし、思いやりの心を育てる。
- 道徳の授業では、人間関係を豊かにするような内容に重点を置いて実践を進める。
- 休み時間・給食時間・働く時間・朝や帰りの会など、授業以外の場面であっても、普段と違う様子が見られた子どもには、声をかけるなどの手立てを取り、その子の悩みを把握するように努める。
- いじめに関するアンケートの実施（年2回）によって、子ども自身が身の回りのいじめについて意識できるようにする。
- 過去に起こったいじめの事案についても、翌年の学級担任に引継ぐなどして見守りを継続し、いじめの再発を防止する。

## 第4章 いじめの早期発見・早期対応

### 1 いじめの早期発見

#### (1) 教職員による積極的な関わり

- 暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、児童が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。
- 日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、児童の変容を見いだす。
- 児童からいじめの情報を得やすくするための目安箱等を設置する。
- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で必ず共有をする。
- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- 保護者からの情報も必要に応じて収集する。

#### (2) いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

- 市立全学校が取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、記載者の匿名性を守る無記名アンケートなどの本校独自アンケートや教育相談を計画的に実施し、児童の様子を客観的に把握する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スクールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童の心の内面に迫る努力をする。
- 教育相談は、児童の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実施する。
- アンケート調査や個人面談等において、児童が自らSOSを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

### 2 いじめへの対処

いじめの疑いを把握した場合には、速やかに組織的な対応を行い、いじめられた児童の安全・安心を確保する。併せて、いじめた児童に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。

## 第5章 いじめ防止のための組織

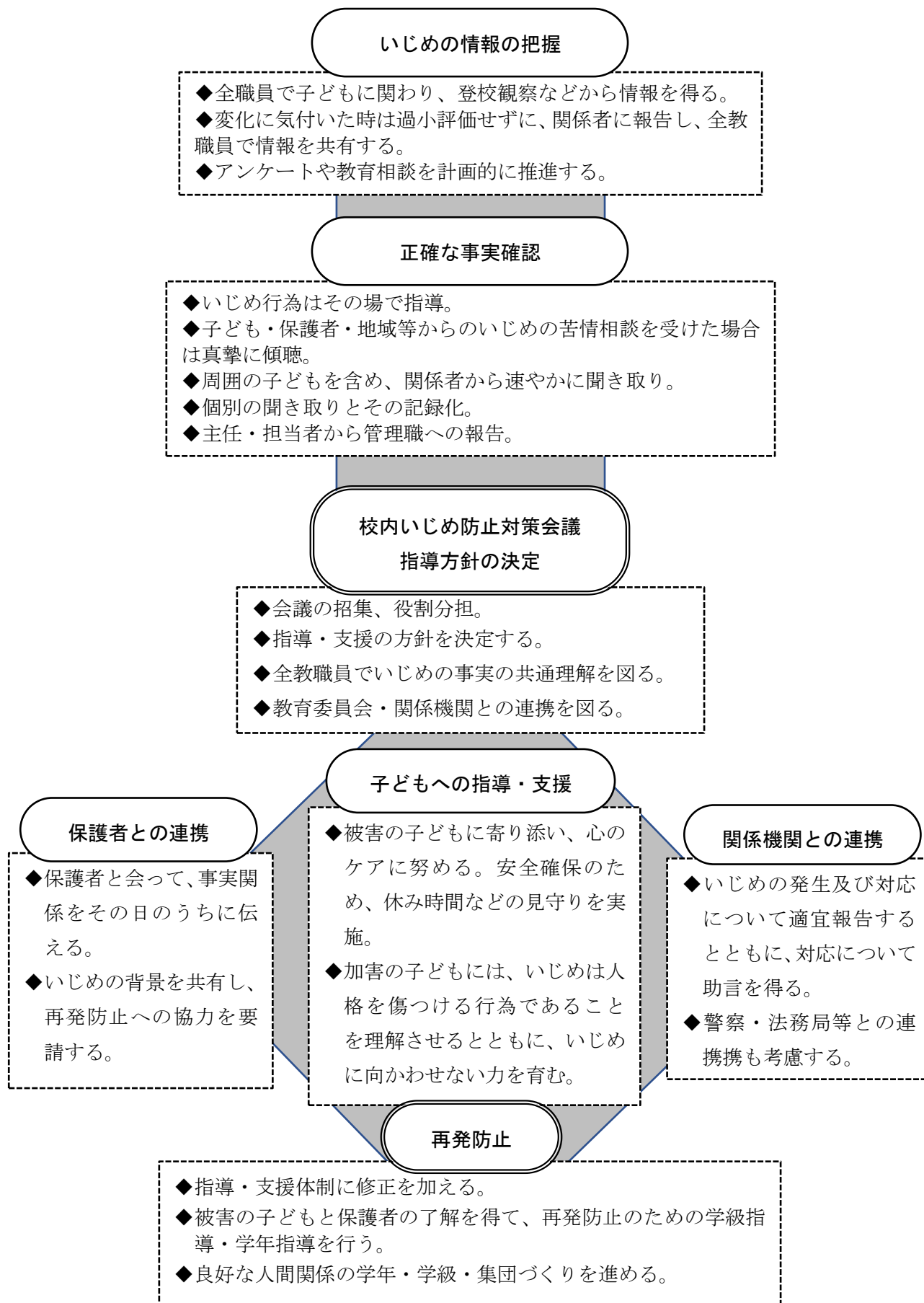
### 1 名称：校内いじめ防止対策会議

### 2 構成：校長、教頭、学びの支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教職員（本会議の座長となる担当者は、校長が指名する）

### 3 組織の主な役割

- ・いじめの防止
- ・いじめの早期発見・いじめへの対処
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
- ・組織の周知

【札幌市立北野台小学校における組織的ないじめ対応の流れ（例）】





## 第6章 家庭（保護者）・地域の関係者、警察との連携協力、参画体制

### (1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進

- 学校いじめ防止基本方針について、学校だより、学校ホームページなどに掲載するとともに、入学時や各年度の開始時に、児童及び保護者に対し直接説明するなど、周知する。
- PTAや地域の関係団体が集まる機会に、児童の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。

### (2) 家庭や地域の協力・参画の推進

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における地域の方々との関わりを大切に、いじめの防止についても参画を求める。

### (3) 地域住民との交流

- 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児童の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るなど、児童の様々な側面を把握して、一人一人の指導に生かしていく。

### (4) 警察との連携

- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## 第7章 いじめの解消

○いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

○いじめの被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。

○児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## 第8章 重大事態への対処

### 1 重大事態への対処概要

- (1) いじめの重大事態※に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大事態とは（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- (2) 前項の調査を行ったときは、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

### 2 重大事態への具体的な対応

#### (1) 重大事態発生への報告

- ・学校から教育委員会、教育委員会から市長に重大事態の発生が報告される。

#### (2) 調査主体の判断

- ・教育委員会が、調査の主体について判断する。

A <学校が調査主体>

- ※学校の調査組織に弁護士などの専門家を加える
- ※教育委員会の支援（予算、事務等）

B <教育委員会が調査主体>

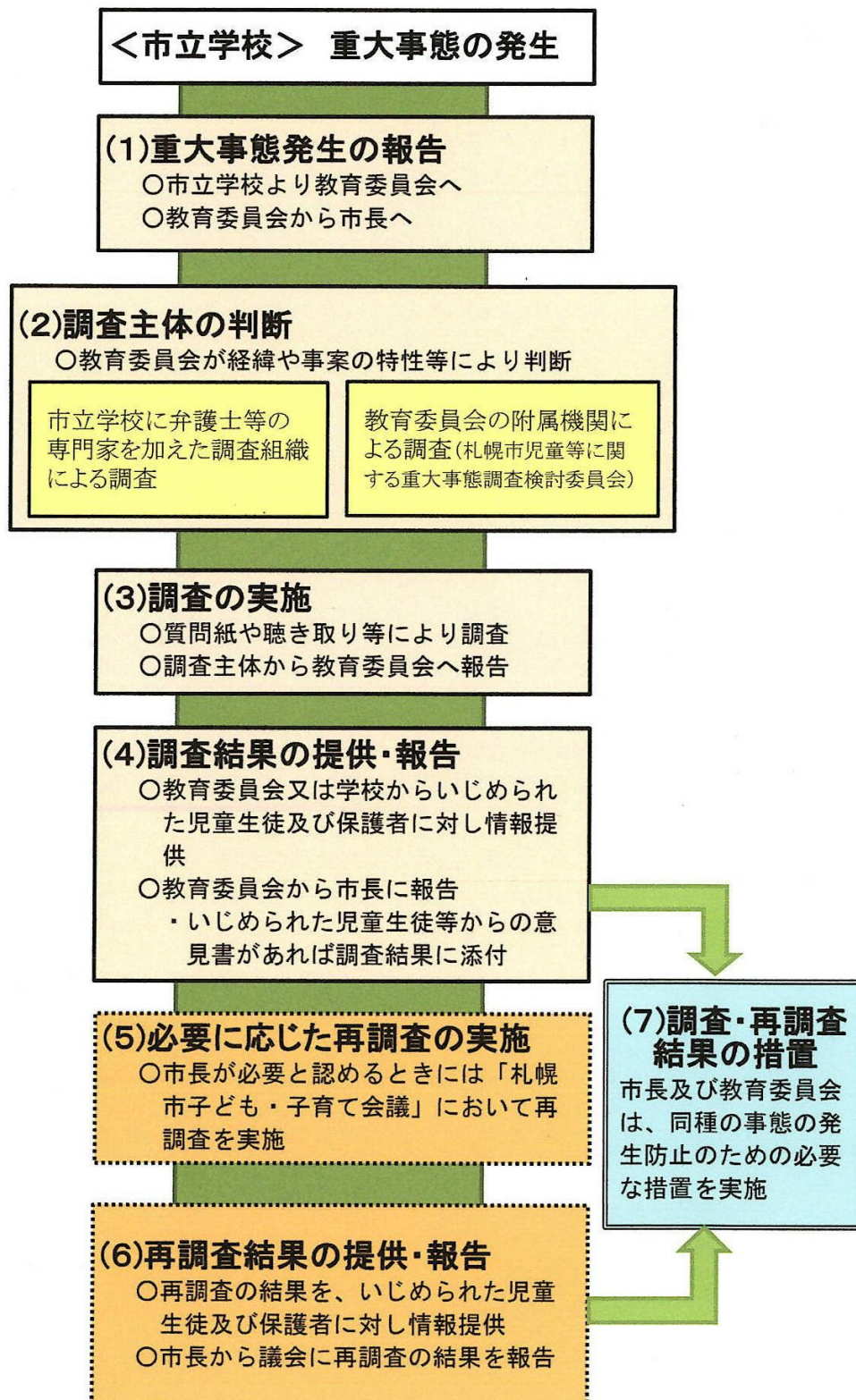
- ※教育委員会が設置する附属機関  
札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会

#### (3) 調査の実施

#### (4) 調査結果の提供及び報告

#### (5) 再調査及び措置

# いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」より

【札幌市立北野台小学校 いじめ防止に関わる年間計画】

月	主な学校行事	市教委	学校	保護者・地域
4	1学期始業式 入学式	S C来校	入学受付・面談 参観懇談日	P T A総会
5		S C来校 特別支援教育巡回相 談員来校	学びの支援全体会①	交通安全街頭啓発
6	運動会	S C来校	いじめアンケート →いじめ調査への対応 →事後指導	青少年健全育成委員会 地域連絡会
7	滝野宿泊学習 1学期終業式	S C来校 特別支援教育巡回相 談員来校 子ども理解に関わる 研修会	参観懇談日	
8	2学期始業式	S C来校		
9	修学旅行 通知表発行	命の大切さを見つめ なおす月間 S C来校	土曜参観	
10	スマイル遠足	S C来校 特別支援教育巡回相 談員来校	個人懇談	
11	学習発表会	S C来校	いじめアンケート →いじめ調査への対応 →事後指導	
12	2学期終業式	S C来校		
1	3学期始業式	S C来校		
2	スキー学習	S C来校		
3	卒業証書授与式 通知表発行 修了式	S C来校	学びの支援全体会③ 新入児童の情報収集	学校関係者評価委員会 小中引継ぎ委員会